

奈良市公報

第 2 9 1 号

平成25年 4月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

- 奈良市長等政治倫理条例…………… 1
- 奈良市政治倫理審査会条例…………… 4
- 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に
関する条例…………… 5

規 則

- 奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市興行場法施行細則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規
則…………… 8
- 奈良市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市美容師法施行細則の一部を改正する規則…………… 10
- 奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則…………… 10

告 示

- 一般競争入札の実施（2件）…………… 10
- 平成25年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等…………… 11
- 交付要求通知書の公示送達…………… 11
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
指定…………… 11
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 12
- 徴収事務の委託…………… 12
- 道路の区域決定…………… 13
- 道路の供用開始…………… 13
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
廃止…………… 13
- 放置自転車等の保管…………… 14
- 都市景観形成建築物等の指定…………… 14
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事
業者の廃止…………… 14
- 住居番号の設定…………… 15
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 障害者自立支援法に規定する指定自立支援医療機関の
指定…………… 15
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）…………… 15
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者
の指定…………… 16
- 町の区域の変更…………… 16
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 17
- 放置自転車等の保管…………… 17

- 交付要求通知書の公示送達…………… 17
- 平成24年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 17
- 開発行為に関する工事の完了…………… 17
- 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の
一部を改正する告示…………… 18
- 奈良市福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する告示
…………… 18
- 差押調書の公示送達…………… 18
- 放置自転車等の保管…………… 18
- 開発行為に関する工事の完了…………… 18
- 放置自転車等の保管…………… 19
- 放置自転車等の処分…………… 19
- 都市計画用途地域の変更…………… 19
- 都市計画高度地区の変更…………… 19
- 都市計画地区計画の決定…………… 19
- 開発行為に関する工事の完了…………… 19
- 放置自転車等の保管…………… 20

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）
…………… 20

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 20
- 奈良市指定文化財の指定…………… 21

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 21
- 奈良市の投票区についての一部改正…………… 21

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 21

条 例

奈良市長等政治倫理条例をここに公布する。

平成25年 3月 14日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第2号

奈良市長等政治倫理条例

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が市民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講じることにより、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市民も主権者と

しての自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民の信頼に値する倫理を保持し、市民に対し自らその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として公共の利益を図る自覚を持ち、自ら又は市議会の議員等を介して市長等に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

(政治倫理規準)

第3条 市長等は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として、その地位を利用して金品(社会通念上認められるものであって、かつ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものを除く。)を授受しないこと。

(3) 市(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。以下同じ。)の請負契約(下請負を含む。)、一般物品納入契約及び業務委託契約(以下これらの契約を「請負契約等」という。)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関して特定の業者を紹介若しくは推薦し、又は妨害若しくは排除する等の働きかけをしないこと。

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 市長の資金管理団体に、政治活動に関して政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附金を受けさせないこと。

2 市長等は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

3 市長等は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長(これらの者の秘書、代理人及び使者を含む。)から、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけを受けたときは、直ちに、これを公表しなければならない。

(請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項)

第4条 市長等は、法第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、市長等が役員をしている会社(市が設立した会社を除く。)、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている会社又は市長等が実質的に経営に関与している会社(以下これらの会社を「関連会社」という。)に前条第1項第3号に規定する市の請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させ、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

2 前項に規定する市長等が実質的に経営に関与している会社とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市長等が資本金等の3分の1以上を出資している会社

(2) 市長等が年額100万円以上の報酬等(顧問料その他名目を問わない。)を受領している会社

(3) 市長等が経営方針又は主要な取引に関与している会社
(辞退届の提出及び公表)

第5条 前条の規定に該当する市長等は、責任をもって、その関連会社に請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退する旨の書面(以下「辞退届」という。)を作成させ、これを市長に提出するよう努めなければならない。

2 辞退届の提出期限は、市長等の任期開始の日から30日以内(任期開始の日後に前条の規定に該当する事実が発生した場合には、当該事実が発生した日から30日以内)とする。

3 市長は、辞退届の提出状況を公表しなければならない。
(請負契約等の締結及び指定管理者の指定)

第6条 市は、第4条に規定する市長等の関連会社が請負契約等又は指定管理者の指定の申入れを辞退した場合には、当該請負契約等の締結又は指定管理者の指定をしてはならない。ただし、災害等により緊急を要するとき、又は行政運営に著しい支障が生じるときは、この限りでない。

(資産等報告書等の提出)

第7条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等(外国にあるものを含む。)について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額

(5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株式(株券が発行されていない場合においては、株券が発行されたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)にあっては、株式の銘柄及び株数)

- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。) 種類及び数量
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額
- (9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額

2 市長は、その任期開始の日後毎年12月31日において、前項の規定により作成した資産等報告書又はこの項の規定により作成した資産等変更報告書の内容に変更がある場合は、その変更の内容について、前項各号に掲げる資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等変更報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第8条 市長(前年1年間を通じて市長であった者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったもの)にあっては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったもの)にあっては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合においては、当該金額及びその基因となった事実)
 - ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下この号において同じ。)
 - イ 各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額
- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社等報告書の提出)

第9条 市長は、毎年、4月1日において報酬(金銭による給付をいう。)を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったもの)にあっては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に作成し、市長に提出しなければならない。

(証明書類の添付)

第10条 前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等変更報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書(以下これらの報告書を「資産等報告書等」という。)には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。

(税等の納付状況)

第11条 市長は、資産等報告書等と併せ、国又は地方公共団体が賦課する税等の納付状況を示す証明書類(以下「納税証明書等」という。)を市長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第12条 資産等報告書等(第10条に規定する証明書類を含む。)及び納税証明書等は、市長において、これらを提出すべき期限又は期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等及び納税証明書等の閲覧を請求することができる。

(期限の特例)

第13条 資産等報告書等及び納税証明書等の提出の期限又は期間の末日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限又は期間の末日とみなす。

(市民の調査請求権)

第14条 市民(議員を除く。以下同じ。)は、市長等が第3条第1項に規定する政治倫理規準若しくは第5条第1項に規定する辞退届の提出義務に違反し、又は市長が第7条から第9条までに規定する資産等報告書等に虚偽記載の疑いがあると思料するときは、これを証する資料を添えて、市長に対し、書面で調査を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、市長は、遅滞なく、調査請求書(前項に規定する添付資料を含む。)の写しを奈良市政治倫理審査会条例(平成25年奈良市条例第3号。以下「審査会条例」という。)に基づき設置される奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に送付し、調査を求めなければならない。

(調査報告書の公表等)

第15条 市長は、審査会条例第6条第1項の規定により調査報告書の提出を受けたときは、その旨を速やかに公表するとともに、その内容を前条第1項の規定による請求をした市民に通知しなければならない。

2 第12条の規定は、調査報告書について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを提出すべき期限又は期間の末日」とあるのは、「調査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(市長等の協力義務)

第16条 市長等は、審査会条例第7条第1項の規定による求めがあったときは、資産に関する資料その他必要な資料を提出しなければならない。

2 市長等は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。

3 市長は、審査会条例第7条第3項の規定により審査会の求めに応じない者がある旨の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。

(市長等が講ずべき措置)

第17条 市長等は、自己に関する調査報告書において、資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又はその行為が政治倫理規準等に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、資産等報告書等の記載の訂正その他の政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じるものとする。

(逮捕後の説明会)

第18条 市長等は、刑事犯の容疑により逮捕されたときは、当該容疑について釈明をするため、市民に対する説明会の開催を市長に求めることができる。

2 説明会が開催されないときは、市民は、法第18条に規定する選挙権を有する者100人以上の連署をもって、説明会の開催を市長に求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により説明会の開催を求められたときは、捜査に支障が生じない限り、説明会を開催しなければならない。

(起訴後の説明会)

第19条 前条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。

2 前項の場合において、説明会の開催の求めは、市長等が起訴された日から50日以内にしなければならない。

(第一審有罪判決後の説明会)

第20条 第18条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により第一審で有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。

2 前項の場合において、説明会の開催の求めは、判決の宣告があった日から30日を経過した日以後20日以内にしなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例の廃止)

2 政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例(平成7年奈良市条例第36号)は、廃止する。

(適用区分)

3 第14条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた市長等の行為について適用する。

4 第18条から第20条までの規定は、施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪とする第一審判決の宣告を受けた市長等について適用する。

(経過措置)

5 この条例の施行の際、現に市長等である者については、第5条に規定する辞退届の提出期限は、施行日から30日以内とする。

6 この条例の施行の際、現に市長である者に係る第7条の規定の適用については、同条中「その任期開始の日(再選挙により市長となった者)にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者)にあっては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

(平成25年3月14日揭示済)

奈良市政治倫理審査会条例をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市政治倫理審査会条例

(設置)

第1条 奈良市長等政治倫理条例(平成25年奈良市条例第2号。以下「市長等条例」という。)の適正な運用を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長等条例第14条第2項に関する事項について調査し、その結果を記載した報告書を作成し、及び必要な勧告を行う。

2 審査会は、前項に掲げるもののほか政治倫理の確立を図るため、市長が諮問した事項について審議し、答申し、又は建議することができる。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民（法第18条に規定する選挙権を有する者に限る。）から公募その他適当な方法により選任した者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、後任の委員が委嘱されるまで在任する。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席した委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

（調査報告書の作成及び提出）

第6条 審査会は、市長等条例第14条第2項の規定により調査を求められたときは、その日から60日以内にその結果を記載した調査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 審査会は、特に必要と認める場合、調査報告書において、市長がとるべき措置を勧告することができる。

（調査権限）

第7条 審査会は、前条第1項に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている市長、副市長及び教育長（以下「調査対象者」という。）に対し、資産に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 審査会は、調査のため必要と認めるときは、市長、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。この場合において、市長又は調査対象者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

- 3 審査会は、前2項の規定による求めに応じない者があるときは、その旨を市長に報告するものとする。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、調査対象者又は市長等条例第14条第1項の規定に基づく調査の請求をした者（以下「調査請求者」という。）から申立てがあったときは、当該調査対象者又は調査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと

認めるときは、この限りでない。

- 2 前条第2項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「市長又は調査対象者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月14日揭示済）

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（奈良市総合福祉センター条例の一部改正）

第2条 奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」に改める。

第11条第1号、第12条第2項第1号及び第14条第1号中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

（奈良市障害者自立支援法施行条例の一部改正）

第3条 奈良市障害者自立支援法施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条中「第77条第1項第2号」を「第77条第1項第6号」に改める。

第4条中「第77条第1項第3号」を「第77条第1項第8号」に改める。

第5条中「第77条第1項第4号」を「第77条第1項第

9号」に改める。
(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第5条 奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月14日揭示済)

規 則

奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第7号

奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

奈良市旅館業法施行細則(平成14年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、旅館業法施行条例(昭和24年1月奈良県条例第3号)及び奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例(平成15年奈良市条例第12号)」を「及び奈良市旅館業法施行条例(平成15年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(水質検査項目等)

第7条 条例第9条第4号に規定する検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 色、濁り、臭い及び味については、1日1回以上検査を行うこと。
- (2) 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)並びにpH値については、1年に1回以上検査を行うこと。

2 条例第9条第7号ア(イ)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる方法において、同表の右欄に定めるとおりであること。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上支障がないと市長

が認めるときは、同表のア及びイの基準によらないことができる。

ア 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
イ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
ウ 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
エ レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。

- (2) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる検査の方法において、同表の右欄に定めるとおりであること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上支障がないと市長が認めるときは、同表アからエまでの基準によらないことができる。

ア 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
イ 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
ウ pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
エ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
オ 大腸菌群	乳糖ブイヨンブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
カ レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。

- 3 条例第9条第7号アウの規則で定める温度は、貯湯槽に注入される原湯又は貯湯槽から供給する温水の量が最大である状態においては摂氏55度と、その他の状態においては摂氏60度とする。
- 4 条例第9条第7号アウの規則で定める基準は、1リットル中0.2ミリグラム程度から0.4ミリグラム程度までとする。
- 5 条例第9条第7号イイの規則で定める基準は、第2項第2号に定める基準とする。

別記第1号様式中

「3 体育会等のために一時的に営業するもの
営業期間 月 日から 月 日まで」を
「3 体育会等のために一時的に営業するもの
営業期間 月 日から 月 日まで に
4 農林漁業体験民宿業を営むもの」

改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月14日揭示済)

奈良市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第8号

奈良市興行場法施行細則の一部を改正する規則

奈良市興行場法施行細則(平成14年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「興行場法施行条例(昭和59年9月奈良県条例第5号)」を「奈良市興行場法施行条例(平成24年奈良市条例第58号。以下「条例」という。)」に改める。

第2条中「法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者」を「条例第2条第1項に規定する申請書」に、「に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。」を「とする。」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 入場定員
 - (2) 管理者を置く場合にあっては、その者の住所及び氏名
 - (3) 仮設又は臨時の興行場にあっては、興行の期間
 - (4) 使用水の種別
- 3 条例第2条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 興行場の周囲おおむね150メートルの区域内における排水等の状況を明らかにした見取図
 - (2) 他の法令の規定により許可、認可等を要する場合は、当該許可証、認可証等の写し
 - (3) 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書

- (4) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
第5条を第10条とし、第4条を第9条とする。
第3条を次のように改める。

(営業者の地位承継の届出)

第3条 条例第5条に規定する届出書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式とし、同表の右欄に掲げる書類を添えて行わなければならない。

地位承継の区分	届出書	添付書類
相続があったときの地位の承継	興行場営業相続承継届(別記第2号様式)	(1) 戸籍謄本 (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書
合併があったときの地位の承継	興行場営業合併承継届(別記第3号様式)	(1) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し (2) 登記事項証明書
分割があったときの地位の承継	興行場営業分割承継届(別記第4号様式)	(1) 分割により営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し (2) 登記事項証明書

2 条例第5条第4号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 相続による営業者の地位の承継の届出の場合
 - ア 被相続人との続柄
 - イ 被相続人の住所及び氏名
 - ウ 相続開始の年月日
- (2) 合併による営業者の地位の承継の届出の場合
 - ア 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
 - イ 合併の年月日
- (3) 分割による営業者の地位の承継の届出の場合
 - ア 分割前の法人名称、事務所所在地及び代表者の氏名
 - イ 分割の年月日

第3条を第8条とし、第2条の次に次の5条を加える。
(条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める要件)

第3条 条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外部に開放されている給気口、排気口等には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる金網その他の設備が設けられていること。

(2) 適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備え、これらの用具を衛生的に保管することができる専用の設備が設けられていること。

(3) ごみ等が飛散し、又は流出しない構造の適当な数のごみ箱が設けられていること。

(4) ごみ等の集積場が設けられていること。

(興行場及びその敷地内の消毒等)

第4条 条例第4条第1号の規定による興行場及びその敷地内の消毒は、6月以内ごとに1回実施しなければならない。

2 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)は、前項の規定による消毒を実施したときは、その記録を作成し、これを2年以上保存しなければならない。

(ねずみ、昆虫等の駆除等)

第5条 条例第4条第2号の規定によるねずみ、昆虫等の駆除は、6月以内ごとに1回実施しなければならない。

2 営業者は、前項の規定による駆除を実施したときは、その記録を作成し、これを2年以上保存しなければならない。

(入場者に対する注意事項)

第6条 条例第4条第7号に規定する規則で定める入場者に対する注意事項は、ごみ等興行場内を不潔にするおそれのあるものをごみ箱以外に投棄することの禁止とする。

(条例第4条第11号に規定する規則で定める措置)

第7条 条例第4条第11号に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入場者の利用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。

(2) ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。

(3) ごみ箱は、ごみ等が飛散し、又は流出しないよう管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔に保つこと。

(4) 条例第4条第4号に規定する空気環境の基準に係る測定は、定期的を実施し、その記録は2年以上保存すること。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「(第3条関係)」を「(第8条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「(第4条関係)」を「(第9条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「第4条の規定」を「第9条の規定」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市興行場法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成25年3月14日揭示済)

奈良市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第9号

奈良市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

奈良市クリーニング業法施行細則(平成14年奈良市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「省令という。)」の次に「及び奈良市クリーニング業法施行条例(平成24年奈良市条例第60号)」を加える。

第4条第2項中「提示するとともに、確認済証の記載事項に変更を生じたときは、当該確認済証を添え」を「提示し」に改める。

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「添付書類 クリーニング所検査確認済証の記載事項に変更を生じたときは、当該確認済証」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市クリーニング業法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成25年3月14日揭示済)

奈良市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第10号

奈良市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

奈良市公衆浴場法施行細則(平成14年奈良市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」の次に「奈良市」を加え、「(昭和24年1月奈良県条例第2号)」を「(平成24年奈良市条例第59号。以下「条例」という。)」に改める。

第2条第2項中「前」を「第1」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第1条第5号の規定による申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 営業施設の周囲おおむね400メートルの区域内に公衆浴場がある場合は、当該公衆浴場の名称及び所在地並びに当該公衆浴場からの距離

(2) 使用水の種別

(3) 燃料の種別

(4) 管理者を置く場合にあっては、その者の住所及び氏名
第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(水質基準等)

第7条 条例第4条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる検査の方法において、同表の右欄に定めるとおりであること。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上支障がないと市長が認めるときは、同表の1及び2の基準によらないことができる。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。

(2) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる検査の方法において、同表の右欄に定めるとおりであること。ただし、温泉水、井

戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上支障がないと市長が認めるときは、同表の1から4までの基準によらないことができる。

1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌群	乳糖ブイヨンブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法及びろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)。

2 条例第4条第5号の規則で定める温度は、貯湯槽に注入される原湯又は貯湯槽から供給する温水の量が最大である状態においては摂氏55度と、その他の状態においては摂氏60度とする。

3 条例第4条第10号の規則で定める基準は、1リットル中0.2ミリグラム程度から0.4ミリグラム程度までとする。別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「湯気抜き
の有無」
有・無 を 「換気設備
の有無」
有・無 に、

3方向又は4方向 からの入浴の可否	可・否	のり 内法面積	m ²
深さ	cm	縁の高さ	cm
3方向又は4方向 からの入浴の可否	可・否	のり 内法面積	m ²
深さ	cm	縁の高さ	cm

を

のり 内法面積	m ²	
------------	----------------	--

サウナ室	内法面積	m ²	天井の高さ	m
内法面積		m ²		
サウナ室	内法面積	m ²	天井の高さ	m

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市公衆浴場法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成25年3月14日揭示済)

奈良市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市美容師法施行細則の一部を改正する規則

奈良市美容師法施行細則(平成14年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良県美容師法施行条例(平成12年3月奈良県条例第40号)」を「奈良市美容師法施行条例(平成24年奈良市条例第61号)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月14日揭示済)

奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則

奈良市理容師法施行細則(平成14年奈良市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良県理容師法施行条例(平成12年3月奈良県条例第39号)」を「奈良市理容師法施行条例(平成24年奈良市条例第62号)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月14日揭示済)

告 示

奈良市告示第120号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年3月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事(月ヶ瀬尾山地区・尾山西浦線)ほか1件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年 3月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第121号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 3月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 都市計画道路変更図書作成業務委託
- (2) 業務場所 奈良市内全域
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年 3月25日までとする。
- (4) 業務概要 計画準備一式、見直し素案の策定一式、都市計画道路網見直し素案の検証、公表資料の作成一式、都市計画決定図書の作成一式、説明資料の作成一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建設コンサルタント業務（道路部門）及び建設コンサルタント業務（都市計画部門）の登録があり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 奈良市内に本店又は営業所（当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。）を有していること。
- (2) 当該業務に次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年 3月 1日から平成25年 3月19日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年 3月21日 午前10時00分

以下省略

(平成25年 3月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第122号

平成25年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により、次のとおり公示します。

平成25年 3月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 縦覧の期間 平成25年 4月 1日から同年 4月30日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 2 縦覧の時間 午前 9時00分から午後 5時00分まで
- 3 縦覧の場所 奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 東棟 2階 資産税課
(平成25年 3月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第123号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年 3月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年 3月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第124号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成25年 3月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105835	奈良市南京終町一丁目154番地の6	機能訓練デイサービス 壮寿 リハトレ広場	奈良市南京終町一丁目154番地の6	株式会社 壮寿	平成25年 3月 1日
2970105843	奈良市古市町745番地	ダスキンヘルスレント 奈良ステーション	和歌山県海南市大野中701-1	丸長商事株式会社	平成25年 3月 1日

2970105827	奈良市南京終町四丁目360番地の9	ケアプランセンターきのね	奈良市南京終町四丁目360番地の9	合同会社 ウォームハートたなか	平成25年3月1日
------------	-------------------	--------------	-------------------	-----------------	-----------

(平成25年3月1日揭示済)

奈良市告示第125号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年3月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
丸山幹線-2	奈良市中町4470-1	奈良市中町4468
鶴舞西第1幹線-40	奈良市富雄北三丁目2815-1	奈良市富雄北三丁目2815-12
鶴舞西第1幹線-41	奈良市富雄北三丁目2815-12	奈良市富雄北三丁目2815-12
あやめ池南幹線-493	奈良市疋田町二丁目714-2	奈良市疋田町二丁目717-8
奈良幹線-141	奈良市川上町413-10	奈良市川上町413-3
大安寺第1幹線-231	奈良市南京終町一丁目76-3	奈良市南京終町一丁目75-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年3月1日揭示済)

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 テンプスタッフ株式会社 代表取締役社長 篠原 欣子	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 届書等閲覧手数料 住民基本台帳閲覧手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 住民票の写し広域交付手数料 住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成25年3月1日から 平成28年2月29日まで	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届書又は申請の受理等の証明書交付手数料

平成25年3月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川 元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年3月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市中町、富雄北三丁目、疋田町二丁目、川上町及び南京終町一丁目の各一部

奈良市告示第126号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

届書等閲覧手数料
 住民基本台帳閲覧手数料
 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料
 住民票の写し広域交付手数料
 住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料
 戸籍の附票の写し交付手数料
 印鑑登録証明書交付手数料

- 3 徴収事務の窓口（所在地）
- ① 市民課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）
 - ② 市民サービスセンター（奈良市西大寺東町二丁目4番1号）
- （平成25年3月1日揭示済）

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第127号

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第742号線	西木辻町42番9地先から	西木辻町169番3地先まで	L = 268.0 W = 6.0~10.0
2	西部第1340号線	二名町4540番18地先から	中登美ヶ丘六丁目249番地先まで	L = 302.4 W = 18.0

（平成25年3月1日揭示済）

奈良市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成25年3月1日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年3月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第742号線	西木辻町42番9地先から	西木辻町169番3地先まで	L = 268.0 W = 6.0~10.0
2	西部第1340号線	二名町4540番18地先から	中登美ヶ丘六丁目249番地先まで	L = 302.4 W = 18.0

（平成25年3月1日揭示済）

奈良市告示第129号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年3月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年3月1日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
 - 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表
- （平成25年3月1日揭示済）

奈良市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護

予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成25年3月4日

奈良市長 仲川元庸

【訪問介護・介護予防訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100307	奈良市帝塚山南四丁目21番地8号	有限会社 アテント富雄	奈良市帝塚山南四丁目21番地8号	有限会社 アテント富雄	平成25年3月3日
2970104036	奈良市中登美ヶ丘六丁目1番1号	特定非営利活動法人 ドクターマヤ・ケア基金	奈良市中登美ヶ丘六丁目1番1号	特定非営利活動法人 ドクターマヤ・ケア基金	平成25年2月9日

【居宅介護支援事業・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970101602	奈良市高天市町22番地1号	居宅介護支援センター 太陽	奈良市高天市町22番地1号	株式会社 エース	平成25年2月28日

【訪問看護・介護予防訪問看護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190987	奈良市朱雀六丁目8番地10号	訪問看護ステーション ゆい	三重県度会郡大紀町大内山2956番地3号	株式会社 イヤスコ	平成25年1月30日

(平成25年3月4日揭示済)

奈良市告示第131号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年3月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年3月4日揭示済)

奈良市告示第132号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例）第11条の規定により、奈良市大宮町六丁目3番13号1階、2階を平成25年2月28日廃止する。

例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月4日

奈良市長 仲川元庸

名称	岩城家住宅
所在地	奈良市高畑町1291-2
概要	つし二階形式 桁行 11.85m 梁間 11.5m 数寄屋門（土塀付）

(平成25年3月4日揭示済)

奈良市告示第133号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年3月5日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101902	一般社団法人セレンティーパークジャパン	635-0065	奈良県大和高田市東中二丁目10番18号	アルコールケアセンター	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目3番13 1階、2階	自立訓練 (生活訓練)

(平成25年 3月 5日 掲 示 済)

奈良市告示第134号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年 3月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成25年 3月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 3月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年 3月 1日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプランセンター きのね	奈良県奈良市南京終町四丁目360番地の9	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年 3月 1日
合同会社 ウォームハートたなか	奈良県奈良市南京終町四丁目360番地の9		

(平成25年 3月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第136号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 3月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年 3月 7日

3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年 3月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第137号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成25年 3月 1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成25年 3月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関名	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名	所在地
医療法人応篤会 東九条病院	医療法人応篤会 理事長 枝川 篤永	腎臓に関する医療	川中 紀邦	奈良市東九条町752番地

(平成25年 3月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 3月 8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	竹内 優 奈良市月ヶ瀬石打466番地の1	稲森 源治 奈良市月ヶ瀬石打849番地

2 変更の年月日

平成25年 1月 1日

(平成25年 3月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 3月 8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名	猪井 誠一	福永 嘉洋

及び住所	奈良市月ヶ瀬長引 306番地の2	奈良市月ヶ瀬長引 308番地
------	---------------------	-------------------

2 変更の年月日
平成25年1月1日
(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月8日
奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	亀澤 由明 奈良市月ヶ瀬尾山 2316番地	杉生 隆三 奈良市月ヶ瀬尾山 2304番地

2 変更の年月日
平成25年1月1日
(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月8日
奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	東谷 仁志 奈良市月ヶ瀬月瀬 125番地の3	井岡 克哉 奈良市月ヶ瀬月瀬 496番地の2

2 変更の年月日
平成25年1月1日
(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年3月9日から本市内の区域のうち町の

奈良市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月8日
奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	上本 多雄 奈良市月ヶ瀬桃香 野4531番地	東久保 常眞 奈良市月ヶ瀬桃香 野4582番地

2 変更の年月日
平成25年1月1日
(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月8日
奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西久保 徹也 奈良市月ヶ瀬嵩745 番地の2	井阪 秀樹 奈良市月ヶ瀬嵩283 番地の1

2 変更の年月日
平成25年1月1日
(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第115条の10第1号の規定により公示します。

平成25年3月8日
奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105819	奈良市六条二丁目 4-8	利楽デイサービス 奈良六条	大阪府堺市堺区山本町一丁 20番地1 (513号)	株式会社ヘルスケアグ ループ	平成25年 3月1日

(平成25年3月8日揭示済)

区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成25年3月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
南田原町	長谷町 (一部)	長谷町12の一部、13の一部、14の一部、17の一部、23の1の一部、24の一部、25の一部、26の一部及びこの区域に隣接する市有地の全部

別図1及び別図2省略

(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第146号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成25年3月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
園田 良英	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	眼科（視覚障害）	平成25年3月5日

(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第147号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年3月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年3月8日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第148号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年3月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成25年3月8日揭示済)

奈良市告示第149号

平成24年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送

達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年3月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成25年3月11日揭示済)

奈良市告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年3月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年1月10日 奈良市指令都整開 第12A-42号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年3月11日 第1347号

公共施設 平成25年3月11日 第615号

3 開発区域に含まれる地域

奈良菅原町298番1及び299番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市菅原町533番地

梅森 朔夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良菅原町298番1の一部及び299番1の一部

(平成25年3月11日揭示済)

奈良市告示第151号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月12日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱（平成17年奈良市告示第503号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に改める。

第4条第2項第1号中「母子医療費受給資格証」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証」に改める。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

別記第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この告示は、平成25年3月12日から施行する。

(平成25年3月12日揭示済)

奈良市告示第152号

奈良市福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月12日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する告示

奈良市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年奈良市告示第687号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号中「奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例」を「奈良市子ども医療費の助成に関する条例」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第3条中「乳幼児医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」に改める。

附 則

この告示は、平成25年3月12日から施行する。

(平成25年3月12日揭示済)

奈良市告示第153号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞

納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年3月12日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年3月12日揭示済)

奈良市告示第154号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年3月12日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年3月12日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年3月12日揭示済)

奈良市告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年3月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年4月13日 奈良市指令都整開 第11A-42号
平成24年10月1日 奈良市指令都整開 第11A-42-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年3月14日 第1348号
公共施設 平成25年3月14日 第616号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園大和町六丁目665番4の一部（2工区）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市堺区甲斐町西一丁目1番31号
株式会社サンユー都市開発 代表取締役 松永泰成
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市学園大和町六丁目665番4の一部
(2) 下水道

奈良市学園大和町六丁目665番4の一部
(平成25年3月14日揭示済)

奈良市告示第156号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年3月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年3月14日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年3月14日揭示済)

奈良市告示第157号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成25年3月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成25年3月28日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成24年9月3日、同月4日、同月6日、同月8日、同月10日、同月13日、同月14日、同月20日、同月25日及び同月28日

(平成25年3月14日揭示済)

奈良市告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成25年3月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市石木町、七条西町一丁目及び七条西町二丁目の各一部

(平成25年3月15日揭示済)

奈良市告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成25年3月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市石木町、七条西町二丁目及び鶴舞東町の各一部

(平成25年3月15日揭示済)

奈良市告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成25年3月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
鶴舞東町地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市鶴舞東町及び学園朝日町の各一部

(平成25年3月15日揭示済)

奈良市告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年3月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

- 平成24年9月28日 奈良市指令都整開 第12A-26号
- 平成24年12月5日 奈良市指令都整開 第12A-26-1号
- 平成25年2月15日 奈良市指令都整開 第12A-26-2号
- 平成25年3月6日 奈良市指令都整開 第12A-26-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年3月15日 第1349号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南一丁目963番19、963番276、963番277、963番278、963番279、963番280及び963番281

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田一丁目3番1-1000号
株式会社ユーライン 代表取締役 内堀 浩昭

(平成25年3月15日揭示済)

奈良市告示第162号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年3月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年3月15日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年3月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第3号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年3月11日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
ロイヤルホームセンター株	代表取締役 中山 正明	千葉県千葉市稲毛区六方町75番	平成25年 3月4日

株式会社		地1	
------	--	----	--

(平成25年3月11日揭示済)

奈良市水道局告示第4号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年3月14日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
増田設備工業株式会社	代表取締役 増田 彦治	奈良県天理市中町64番地	平成25年 3月11日

(平成25年3月14日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第2号

平成25年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年3月11日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成25年3月15日（金）
午後2時から

2 場所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成24年度3月補正予算要求内示額について
- (2) 紀伊半島大水害及び東日本大震災に伴う奈良市立高等学校における入学考査料等の還付に関する取扱要項の一部改正について
- (3) 「奈良市幼保再編実施計画（案）」に対する意見募集の実施について
- (4) 平成24年度学校運営協議会の活動状況等について
- (5) 奈良市立看護専門学校学則の一部を改正する規則について

議 事

議案第57号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について

議案第58号 奈良市指定文化財の指定について

議案第59号 奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱について

議案第60号 平成25年4月市費支弁教員の人事について

議案第61号 平成25年4月県費負担教職員の人事について

て

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月
傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。
(平成25年3月11日揭示済)

奈良市教育委員会告示第3号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条の規定により、平成25年3月15日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成25年3月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

分類	件 名	数量	所有者・所在地	備考
絵画	絹本著色当麻曼茶羅図	1幅	来迎寺 奈良市 来迎寺町126	鎌倉時代
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	聖光寺 奈良市 鳴川町25	鎌倉時代
考古資料	平城京左京六条一坊十六坪出土神功開宝鑄銭遺物	一括 (47点)	奈良市	奈良時代

(平成25年3月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第5号

平成25年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成25年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

- 50分の1の数 6,007人
- 6分の1の数 50,056人
- 3分の1の数 100,111人

(平成25年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

第21投票区の項中「押熊町（第63投票区及び第67投票区に属する区域を除く。）」を削る。
第33投票区の項の次に次のように加える。

第34投票区	押熊町（第63投票区及び第67投票区に属する区域を除く。）
--------	-------------------------------

(平成25年3月2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会平成25年3月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年3月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡 田 善 至

- 1 日時
平成25年3月14日（木） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届け出について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（2月専決処理分）
 - (6) 水田利用転換届出について（2月専決処理分）
 - (7) 水田・畑地造成形質変更届出について（2月専決処理分）
 - (8) 農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の要件確認について
 - (9) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
 - (10) 知事許可について（2月許可分）
 - (11) 非農地証明について（2月分）

(平成25年3月7日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。